

ユネスコ創造都市ネットワーク「クラフト創造都市・金沢」ロゴマークの使用に関する要綱

(平成21年10月16日決裁)

改正 令和5年3月22日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）が創設した「創造都市ネットワーク」のクラフト分野に本市が認定されたことに伴い、ユネスコと本市が作成したロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用について必要な事項を定めることにより、「クラフト創造都市・金沢」の取組の周知及び発信に寄与することを目的とする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークのデザイン及び使用方法は、市長が別に定める。

(使用の承認)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ市長が別に定める申請書により、市長の使用の承認を受けなければならない。ただし、本市又は金沢創造都市推進委員会が使用する場合及び報道関係機関が報道目的に使用する場合は、この限りでない。

2 市長は、ロゴマークの使用を承認したときは、市長が別に定める承認書を申請者に交付しなければならない。

3 市長は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(使用の承認の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

(1) 公序良俗に反するものと認められるとき。

(2) 特定の政治、思想及び宗教の活動に関して使用されると認められるとき。

(3) 営利目的と認められるとき。

(4) 特定の個人、企業又は団体の信用を高めるものと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、ユネスコ創造都市ネットワーク「クラフト創造都市・金沢」の取組の意義を損い、又は取組の正しい周知及び理解の妨げになるおそれがあるときその他市長が使用を不適當であると認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第5条 市長は、第3条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) この要綱の規定及び使用の承認の条件に違反したとき。
- (3) 使用の申請に偽りがあったとき。

2 市長は、使用者が前項の規定に該当し、使用の承認を取り消され、又は使用を停止され、若しくは使用の承認の条件に違反した場合は、ロゴマークを使用した物件等の回収を命じることができる。

(成果物の提出)

第6条 使用者は、使用后速やかに成果物を本市に提出しなければならない。

(本市の免責)

第7条 本市は、この要綱の規定に基づく処分によって、使用者が損害を受けることがあっても、一切その責めを負わない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

ユネスコ創造都市ネットワーク「クラフト創造都市・金沢」ロゴマークの使用に関する要綱に係る取扱要領

令和5年3月22日 決裁

(要綱第2条関係)

第1条 ロゴマークのデザイン及び使用方法は、別紙「クラフト創造都市・金沢」ロゴマーク使用マニュアルのとおりとする。

(要綱第3条第1項関係)

第2条 「クラフト創造都市・金沢」ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）を別紙のとおり定める。

(要綱第3条第2項関係)

第3条 「クラフト創造都市・金沢」ロゴマーク使用承認書（様式第2号）を別紙のとおり定める。

附 則（令和5年3月22日決裁）

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

「クラフト創造都市・金沢」ロゴマーク使用申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

住 所

氏 名

〔法人にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

ユネスコ創造都市ネットワーク「クラフト創造都市・金沢」のロゴマークを使用したいので、
次のとおり申請します。

使用する ロゴマーク	正式版ロゴマーク・簡易版ロゴマーク (いずれかを○で囲む)	
使用の目的		
使用の期間	年 月 日 曜日 から 年 月 日 曜日 まで	
使用の対象		
添付資料	<input type="checkbox"/> 事業概要 <input type="checkbox"/> 主催者プロフィール（組織概要、主な活動など） <input type="checkbox"/> 使用イメージ案	
連絡先	氏名：	所属・役職：
	TEL：	
	E-mail：	
	住所：	

「クラフト創造都市・金沢」ロゴマーク使用承認書

住 所
氏 名 様

金沢市長

年 月 日付で申請のあったユネスコ創造都市ネットワーク「クラフト創造都市・金沢」のロゴマークの使用について、次のとおり承認します。

使用する ロゴマーク	正式版ロゴマーク・簡易版ロゴマーク
使用の目的	
使用の期間	年 月 日 曜日 から 年 月 日 曜日 まで
使用の対象	
条件	<ol style="list-style-type: none">1 ロゴマークの使用に当たっては、ユネスコ創造都市ネットワーク「クラフト創造都市・金沢」の取り組みの趣旨を十分に踏まえ、ロゴマークの使用に関する要綱を遵守すること。2 ロゴマークの一部のみを使用し、又はロゴマークを変形し、若しくは他の図形や文字と重ねて使用しないこと。